

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年6月28日（平成28年（行情）諮問第445号）

答申日：平成29年5月1日（平成29年度（行情）答申第36号）

事件名：水陸両用戦検討委員会に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「水陸両用戦委員会に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる4文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月19日付け防官文第8339号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

- (1) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。
- (2) 本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として、以下の4文書を特定した。

- ① 水陸両用作戦に関わる訓練実施標準（試行案）について（通知）（掃群（作）第221号。27.3.31）（添付書類を除く）
- ② 水陸両用作戦手順書（案）第2次改訂版について（報告）（掃群（作）第482号。27.10.12）
- ③ 水陸両用作戦コンセプト（運用概念）（試行案）に対する意見につい

て（回答）（自艦隊作第2785号。27.11.30）（添付書類を除く）

④ 水陸両用作戦手引書（二次案）に対する意見について（回答）（27.11.30）

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成28年4月19日付け防官文第8339号により、上記①ないし④の文書のそれぞれ添付書類以外（本件対象文書）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

なお、行政文書の残りの部分については、平成29年2月24日（金）までに開示決定等を行う予定である。

2 本件対象文書の電磁的記録について

本件対象文書を管理している海上幕僚監部では、本件対象文書を従来より紙で管理しており、電磁的記録の原稿データは削除しているため電磁的記録は保有しておらず、関係部署への配布も紙媒体で行っている。

また、原処分に当たって確実に期すために実施した、書棚、書庫及びパソコン内のファイル等の探索においても、電磁的記録を保有していないことを確認しており、さらに、本件審査請求を受けて実施した、再度の探索においても電磁的記録は確認されなかった。

3 法5条該当性について

文書1中、2枚目の写送付先の一部については、防衛省・自衛隊の行動及び運用に係る情報であり、これを公にした場合、自衛隊の運用要領及び能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分のうち一部の不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記3のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(2) 審査請求人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」である。」として、本件対象文書に電磁的記録が存在すればそれについても特定するよう求めるが、上記2のとおり本件対象文書については電磁的記録を保有していない。

(3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月13日 審議
- ④ 平成29年4月13日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条に規定する特例延長を適用した1回目の決定として、本件対象文書について、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の本来の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（電磁的記録の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、諮問庁は理由説明書（上記第3の1）において、文書1及び文書3の添付書類がそもそも本件開示請求の対象とならないかのような説明をしているので、この点について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該説明は誤りであり、それら文書の添付書類も本件開示請求の対象となり、原処分の後、平成29年2月24日付けで開示決定等を行っているとのことであった。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 文書1及び文書2は海上自衛隊掃海隊群司令部において、文書3及び文書4は同自衛艦隊司令部において、それぞれ原稿を電磁的記録として作成したものであるが、当該原稿である電磁的記録は、保存の必要がないことから文書の完成後に各作成元において廃棄している。

なお、理由説明書（上記第3の2）においては、あたかも海上幕僚監部が本件対象文書を作成、配布したかのようなようであるが、本件対象文書を作成、配布したのは、上記のとおり海上自衛隊自衛艦隊司令部及び掃海隊群司令部である。

イ 文書1及び文書2については、紙媒体又はPDFファイル形式の電磁的記録により配布したが、PDFファイル形式の電磁的記録により受領した部隊等においても、当該電磁的記録を紙媒体に印刷した後、

当該電磁的記録は廃棄している。また、文書3及び文書4については、紙媒体により配布したものである。

(2) そこで、以下検討する。

ア 本件対象文書の内容に照らし、文書完成後に原稿である電磁的記録を廃棄したとする諮問庁の上記(1)アの説明が不自然、不合理であるとはいえない。

イ また、文書1及び文書2については、その体裁に照らし、電磁的記録をもって配布されたものと認められるところ、これらについてスタンプによる受付印があることなどから、PDFファイル形式の電磁的記録により受領した部隊等においても、当該電磁的記録を印刷した紙媒体により管理していることがうかがわれ、配布された当該電磁的記録は廃棄したとする諮問庁の上記(1)イの説明が不自然、不合理であるとはいえない。

さらに、文書3及び文書4については、その内容や配布先に照らし、紙媒体により配布されたとする諮問庁の上記(1)イの説明が不自然、不合理であるとはいえない。

ウ そして、ほかに本件対象文書の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められない。

エ したがって、防衛省において、本件対象文書について電磁的記録を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、防衛省・自衛隊の行動及び運用に係る情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすると、自衛隊の運用要領及び能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が、防衛省において本件対象文書の電磁的記録を保有していないとしていることは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太、委員 常岡孝好、委員 中曽根玲子

別紙（本件対象文書）

- 文書1 水陸両用作戦に関わる訓練実施標準（試行案）について（通知）（掃群（作）第221号。27. 3. 31）（添付書類を除く）
- 文書2 水陸両用作戦手順書（案）第2次改訂版について（報告）（掃群（作）第482号。27. 10. 12）（添付書類を除く）
- 文書3 水陸両用作戦コンセプト（運用概念）（試行案）に対する意見について（回答）（自艦隊作第2785号。27. 11. 30）（添付書類を除く）
- 文書4 水陸両用作戦手引書（二次案）に対する意見について（回答）（27. 11. 30）（添付書類を除く）